

別添 2 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (拡充型)

別記様式第 16 (第 28 条関係)

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書 (拡充型事業)

年 月 日

愛知県知事 大村秀章 殿

事業者の名称及び代表者の氏名

地域再生法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 2 号に掲げる事業 (拡充型事業) に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を申請します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

別添 2 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (拡充型)

中小企業で事業年度が 4 月 1 日～ 3 月 3 1 日である法人の事例  
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設並びにこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設 (以下「特定業務福利厚生施設等」という。) の整備内容

① 整備目的

弊社の主力事業となっている〇〇製造事業は、近年世界的にも注目されており、独自に培った製造技術を駆使した機能的で多彩な製品を提供している。

今後も他社と一線を画した高品質な製品を開発するとともに、製品分野の拡大を進めるため、この度茨城県つくば市に立地する工場の拡幅に合わせ、製品開発及び製造技術開発を行う研究所を構内に設置する。

併せて、円滑な社員の移住や現地での人材獲得の観点から、小学校横の旧保育園舎を改装したレンタルスペースを自治体の補助金を活用して賃借し、学童保育施設を整備する。

② 整備内容

ア) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の種別

事務所	研究所	研修所	特定業務福利厚生施設	特定業務児童福祉施設
	○			○

※各施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

※特定業務福利厚生施設等にあつては、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 2 項各号又は第 3 項各号の施設も併せて記載すること。

イ) 整備場所

- ・ 研究所 : つくば市\* \*町〇〇
- ・ 放課後児童健全育成事業 (規則第 8 条第 3 項第 1 号) : つくば市〇〇町\* \*センター

※整備場所は、特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等を整備する住所を記載すること。特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設を別の住所で整備する場合は、施設ごとに記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の取得等の別

・ 特定業務施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地	/	/	○		
建物		○			

・ 特定業務福利厚生施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地	/	/			
建物					

別添 2 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (拡充型)

・ 特定業務児童福祉施設

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地				○	
建物				○	

※所有地にこれらの施設を整備する場合は、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	700 m <sup>2</sup>	350 m <sup>2</sup>	研究所及び工場用。
建物	延べ床面積	1,000 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	地上2階建ての研究所等を建設(1階を工場、2階を研究所として建設)
土地	敷地面積	130 m <sup>2</sup>	46.2 m <sup>2</sup>	放課後児童クラブ用。
建物	延べ床面積	260 m <sup>2</sup>	46.2 m <sup>2</sup>	地上2階建ての旧保育舎を改装したレンタルスペース1室を賃貸
建物附属設備	種類	空調設備		空調設備は****
	数量等	2台	1台	エレベーターは、建物東部に1基。
	種類	エレベーター		
	数量等	1基	1基	
構築物	種類	-		
	数量等	-	-	
機械装置	種類	○○製造業用設備		
	数量等	2基	1基	

※対象施設(特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等をいう。以下同じ。)以外の業務施設(工場等)を整備する場合は、その整備全体について記載すること。

※特定業務施設以外に特定業務福利厚生施設等又は特定業務施設以外の業務施設を整備する場合には、「備考」の欄に対象となる具体的な部分(対象部分のあるフロア等)等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

※対象施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合であって、土地、建物(共有部分)、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの「対象部分」の欄は、建物の特定業務施設部分、特定業務福利厚生施設部分、特定業務児童福祉施設部分、対象施設以外の施設部分の延べ床面積の比により按分したものをそれぞれ記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

別添 2 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (拡充型)

※特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 特定業務福利厚生施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員数

※特定業務福利厚生施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務福利厚生施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 2 項各号の施設ごとに記載すること。

カ) 特定業務児童福祉施設の用途、利用定員数及び利用見込み従業員の児童数

- ・用途：学童保育施設
- ・利用定員数：20人
- ・利用見込み従業員の児童数：20人

※特定業務児童福祉施設を整備する場合に記載すること。複数の特定業務児童福祉施設を整備する場合は、該当する地域再生法施行規則第 8 条第 3 項各号の施設ごとに記載すること。

キ) 事業期間

整備計画認定の日～令和 9 年 3 月末

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して 5 年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設及び特定業務福利厚生施設等の整備が終了し、組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

ア) 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 6 年 6 月	工場の隣接地を購入。
着工	令和 6 年 7 月	事業開始時期から判断し、左記時期より少し早まる可能性あり。
完成	令和 7 年 3 月	完成後早急に供用開始予定。
事業供用開始	令和 7 年 4 月	

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

イ) 特定業務福利厚生施設等の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	令和 年 月	
着工	令和 7 年 3 月	学童保育施設：賃貸借契約締結時期
完成	令和 7 年 4 月	学童保育施設：入居時期
事業供用開始	令和 7 年 4 月	

※特定業務福利厚生施設等を整備する場合に記載すること。

※特定業務福利厚生施設等を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務福利厚生施設等を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例（拡充型）

① 拡充等を行う業務

拡充等を行う業務部門	事業所	備考
研究所	茨城本社（茨城県）	製品の開発・改良にかかる研究所。 研究開発課の一部を移転する。
-	-	-

※「拡充等を行う業務部門」の欄は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門、情報サービス事業部門、サービス事業部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※「事業所」の欄は、拡充等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。

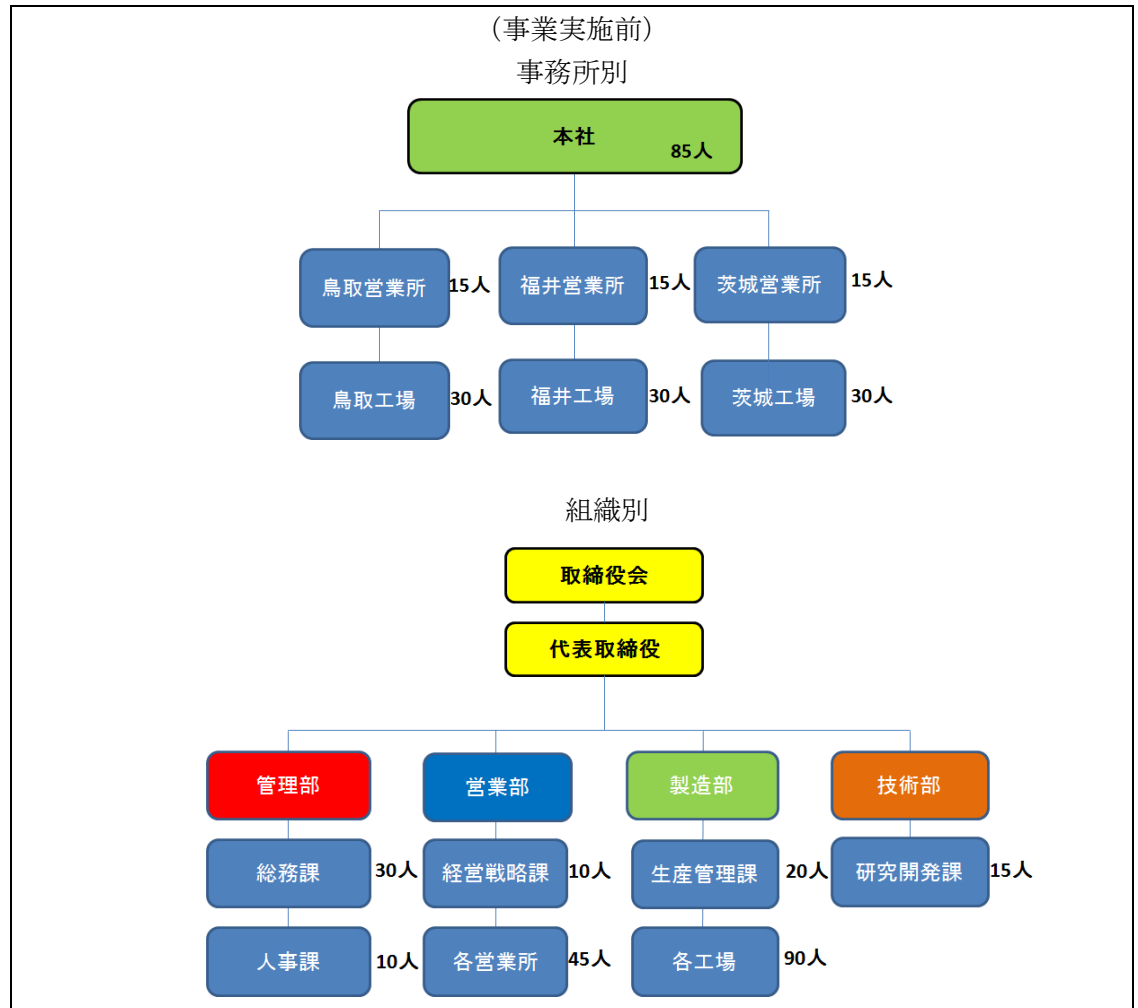
※商業事業部門は専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。

※サービス事業部門は調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又はその他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。

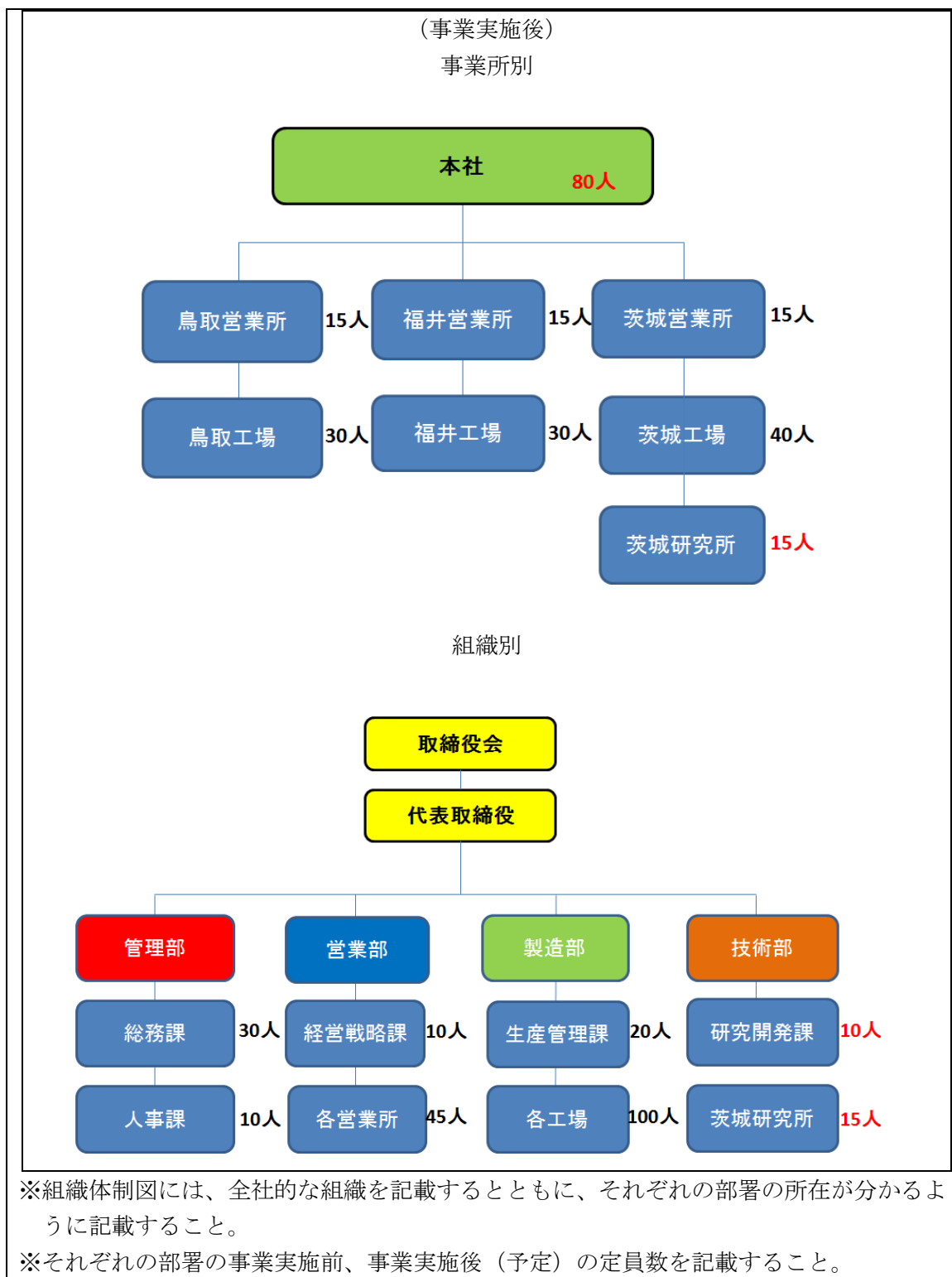
② 特定業務施設で行う業務

当該研究所においては、主力事業となっている〇〇製造事業の製品開発研究を行う。経営戦略課でニーズ調査を行い、取りまとめた消費者のニーズに合わせた製品の開発を進めるとともに、製造技術の向上により、リードタイムの短縮や製造コストの削減を実現する。

③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）



別添 2 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (拡充型)



2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1 期目	2 期目	3 期目	4 期目	5 期目	終了時
特定業務施設の全従業員数	0 人	0 人	1 5 人	- 人	- 人	- 人	1 5 人

## 別添2：地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例（拡充型）

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

### (2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	0人	10人	-人	-人	-人	0人	10人
他の事業所からの転勤者数	0人	5人	-人	-人	-人	0人	5人

※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。「1期目」の欄は認定の日から1期目の末日まで、「終了時」の欄は事業期間の末日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの間の従業員の増加数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※「新規採用者数」の欄は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。

※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。

### (3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
製造技術者（開発）	15人	研究所：製品開発及び製造技術開発に従事
	0人	
	0人	
	0人	
合計	15人	

※「職業分類」の欄は、日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※「人数」の欄は、事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

### (4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第8条第1項各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事業所の従業員数	85人	85人	80人	-人	-人	-人	80人
集中地域以外の地域にある事業所の従業員数	0人	0人	15人	-人	-人	-人	15人

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。「終了時」の欄は、事業期間の末日の従業員数を記載すること。事業期間の末日を含む期間については、当該期間の欄には記載せず、「終了時」の欄に記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

## 3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

### (1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	60百万円	
建物	604百万円	地上2階建ての研究所等を建設、地上2階建ての改装旧保育舎のレンタルスペース1室を賃貸

別添 2 : 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画記載例 (拡充型)

建物附属設備	60 百万円	空調設備、エレベーター
構築物	0 百万円	
機械装置	80 百万円	〇〇製造業用設備 2 基
その他	0 百万円	
合計	804 百万円	

※対象特定業務施設以外の業務施設 (工場等) を整備する場合は、その全体について記載すること。ただし、建物が複数ある場合など、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、「取得価格等」の欄にその合計額を記載し、「備考」の欄備考欄に主な内訳等を特定業務施設、特定業務福利厚生施設又は特定業務児童福祉施設ごとに記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	411 百万円	
借入金	350 百万円	〇〇信用金庫
社債等	0 百万円	
出資	0 百万円	
その他	43 百万円	補助金 国 百万円 (学童保育施設)、県 32 百万円 (うち 2 百万円は学童保育施設)、市 10 百万円
合計	804 百万円	

※ただし、対象施設を整備する場合であって、特定業務施設、特定業務福利厚生施設、特定業務児童福祉施設及び対象施設以外の施設ごとに区分できる場合は、その内訳を記載すること。

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は 3 (1) 特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 特例措置の活用の希望

特例措置内容	活用の希望の有無
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証	■希望する      □希望しない
設備投資に対する課税の特例措置 (特別償却又は税額控除の選択適用)	■希望する      □希望しない
新規雇用等に対する課税の特例措置 (税額控除)	■希望する      □希望しない

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該特例措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること (複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。)

なし (研究所は既存工場と別の雇用保険適用事業所として新規に届出予定)